

大崎市通所型サービスAに要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第2号イの規定に基づき、通所型サービスAに要する費用の額の算定に関する基準を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所型サービスA 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち緩和した基準によるサービスをいう。
- (2) 指定通所型サービスA 大崎市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等に関する要綱（平成28年9月5日大崎市告示第189号）に基づき、市長から通所型サービスAの指定を受けたものをいう。
- (3) 事業対象者 大崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年10月1日制定）第5条第1項第2号に該当する者をいう。

(費用の算定)

第3条 通所型サービスAに要する費用の額は、別表「指定通所型サービスA支給費単位数表」により算定するものとする。

2 指定通所型サービスAに要する費用の額は、1単位の単価10円に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

(単位数の端数の取扱い)

第4条 前条の規定により指定通所型サービスAに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(算定額)

第5条 指定通所型サービスAに要する費用の額は、法第53条第2項の規定に準じ、指定通所型サービスAに要した費用の額（その額が当該指定通所型サービスAに要した費用の額を超えるときは、当該指定通所型サービスAに要した費用の額とする。）の100分の90に該当する額とする。

- 2 第1号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で定める額以上の居宅要支援被保険者が受ける通所型サービスAの費用の額は、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。
- 3 第1号被保険者であって法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上の居宅要支援被保険者が受ける通所型サービスAの費用の額は、前項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、指定通所型サービスAの費用の額を減額し、又は免除することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

指定通所型サービスA支給費単位数表

区分等		単位数（1月につき）
ア	（1）事業対象者・要支援1・要支援2 （週1回程度の利用）	1,438単位／月 47単位／回
	（2）事業対象者・要支援1・要支援2 （週2回程度の利用）	2,896単位／月 95単位／回
イ	送迎減算 （事業所が送迎を行わない場合）	20単位減算／回 （片道につき）
ウ	軽度化加算	300単位
エ	自立化加算	500単位

（注1） 通所型サービスAに要する費用の額の算定に係る取り扱いについては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の2通所型サービス費の例による。

（注2） 通所型サービスAは、1回2時間以上4時間未満での実施を標準とする。ただし、ここに示す提供時間以外でのサービス提供を妨げるものではない。

（注3） 軽度化加算⇒利用者に対して、3月以上の通所型サービスAを実施し、利用者の認定区分が、要支援2から要支援1に変更となった場合は、新しい認定区分の開始月に限り所定単位数を加算する。利用者本人負担はない。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について本加算の対象としない。

（注4） 自立化加算⇒利用者に対して、3月以上の通所型サービスAを実施し、利用者の認定区分が要支援2又は要支援1から非該当に変更となり、かつ、一般介護予防事業の利用等を確認した場合は、要支援非該当になった月に限り所定単位数を加算する。利用者本人負担はない。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について本加算の対象

としない。